



お知らせ コーナー

自動車事故対策機構からの お知らせ

○重度後遺障害者となられた方へ

介護料支給のご案内

【対象者】

自動車（バイクを含む）事故で、脳や脊髄又は胸腹部臓器に損傷を受け、常時又は随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方。（自損、他損、時期は問いません）

【支給額】

後遺障害の程度や介護サービス、介護用品の購入などに応じて、月額36,500円～211,530円の範囲で支給。

【注意】

介護保険サービス、労災の介護給付等との併用はできません。ただし、自立支援法に基づくサービスを受けられている場合や入院している場合も対象になることがありますので、お問い合わせください。

○交通遺児等育成資金貸付のご案内

【対象者】

自動車（バイクを含む）事故により、死亡又は重度後遺障害（脳損・脊損）を負われた方の義務教育終了前の子弟（0歳から中学校卒業まで）

【申込者】

対象者を扶養している保護者（生活困窮家庭に限ります）

【貸付金額】

一時金（貸付時）155,000円
貸付期間中、月額10,000円又は20,000円（選択制）

ほかに、小・中学校入学時に入学支度金44,000円（希望者）

【貸付期間】

貸付決定時から中学校を卒業するまで

【利子】

無利子

【返還方法】

原則として20年以内の月々均等払い（進学・病気等による猶予制度等あり）

○交通遺児等友の会入会のご案内

【対象者】

自動車（バイク含む）事故により保護者が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなった家庭の中学校卒業までのお子様であれば、入会することができます。

【申込者】

対象者を扶養している保護者

【活動内容】

旅行会や交流会、レクリエーションの開催、書道・絵画・写真などコンテンツの開催、会報の配布（年4回）

【参加期間】

中学校を卒業又は20歳を迎えるまで

【費用等】

無料

※お問い合わせ先

自動車事故対策機構 函館支所

TEL・0138-88-11007

ホームページ（シナスパ）で検索

http://www.nasta.go.jp/

働く調理師の皆様へ！

働いている調理師は、調理師法の規定により、2年に1回従事者届を出さなければなりません。今年度は届出の年になっていますので、令和3年1月15日(金)までに必ず届出をしてください。

○届出の必要な方

下記の施設に令和2年12月31日現在、調理業務に従事している調理師
・寄宿舎、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多数人に飲食物を調理して提供している施設
・飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業

○届出の方法

【インターネットでの届出】

次のURLまたはQRコードからアクセスしてください。

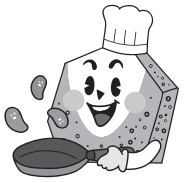
URL

(<https://www.harp.ig.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=USEBfakl>)

QRコード



（QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。）



【郵送・持参による届出】

専用の届出用紙に必要事項を記載し、あなたが働いている地域の北海道全調理師会担当支部に提出してください。

※届出用紙の配布：北海道全調理師会各支部、渡島保健所、木古内支所、森支所
北海道ホームページからのダウンロード

就業地域	支部名	住所	電話番号
函北七	市市町 館斗飯	〒040-0011 函館市本町22-5 第3LC館1階 スナックてる	090-8908-8194
	前島町 松福知木鹿森	〒049-1512 松前郡松前町字福山 29番地2 旧和風小料理さくら亭	080-1866-3810

※お問い合わせ先

・北海道全調理師会 各支部
・北海道渡島保健所

TEL・0138-47-9012

木古内支所

TEL・0139-212-2068

森支所

TEL・0137-412-2323